

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年7月31日（金）8:30～9:08
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
- 委員 工藤 和美 シーラカンスK&H株式会社代表取締役
東洋大学理工学部建築学科教授
- 委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
- 委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<提案者>

- 竹野 佑喜 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課課長補佐
- 山田 章平 厚生労働省老健局振興課課長補佐
- 根岸 功 法務省入国管理局総務課企画室長
- 大西 啓仁 経済産業省商務情報政策局サービス政策課サービス政策専門官

<事務局>

- 川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理
- 藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長
- 塩見 英之 内閣府地方創生推進室参事官
- 富田 育稔 内閣府地方創生推進室参事官
- 竹内 重貴 内閣府地方創生推進室企画調整官
- 村田 啓之 内閣府地方創生推進室参事官補佐

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 外国人家事支援人材の活用
- 3 閉会

○藤原次長 では、早速、始めさせていただきます。国家戦略特区のワーキンググループ

でございます。

最初は、家事支援外国人材ということで、7月8日に成立しました改正特区法の施行を9月1日を目途に進めておるところでございますけれども、政省令や指針も合わせて整備しているところでございます。前回の委員の皆さんからの指摘を受けまして、文章で御回答を求めている項目が何項目かございますので、それについての御説明を関係省庁からさせていただきます。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 本当に朝早くからお越しくございましてありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いしたいと思います。

○事務局 先週24日にワーキンググループのヒアリングを行っていただきまして、そのときに御指摘いただいたもののうち、日本語能力関係についての回答を取りまとめております。

具体的な指摘事項としましては、日本語能力のレベルとして、一律N4を求める必要はないのではないかという点と、提供する家事支援活動の内容と求める日本語能力との関係の整理、この2点でございます。

まずは、総論について経済産業省から説明をお願いいたします。

○大西専門官 お世話になります、経産省でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

先生方から、利用者が外国人である場合は、業務報告など、英語で行えば済み、あるいは日本語の用いる必要性が低いということなので、その能力については最低限で足りるのではないかと。

それから、一律N4レベルを求める必要がないのではないかとというような御指摘がございました。

それで、後段の子供の預かり等々については、厚労省のほうからお答えしていただきたいと思っておりますけれども、総論でございますけれども、まず、それを踏まえまして、事業者とも色々お話をさせていただきました。

そもそも、確かに先生の御指摘のように、基本的には、このサービスというか、家事支援活動を営む、サービスを営む事業者が、自らの判断と責任で、人材を受け入れて、色々良いサービスを提供しているということは、当然、基本だと思っております。

そのときに、日本語能力を求めるか否かについては、当然、事業者の経営状況とか、事業者の事業の御判断というか、経営の御判断ということ踏まえて判断すべきではないかと、私たちは思っております。

そういう意味で、事業者が質のいいサービスを提供するということを前提にすべきだと思っております。

ただ、実際、伺ってみますと、現状で、多くの事業者が、家事支援のお客さんというか、利用者宅に訪問する場合には、外国人の方も若干おられるということですが、日本

人の方が圧倒的に多いということです。当然、日本国内で働くということでございますので。

そういう意味から、今回たまたま目指しているのは、常用雇用で、広く多くのお客さんを1人がいっぱい抱えて、いろんなところに行くというようなモデルが想定されているということでございます。

そういう意味で、日本人の方のところに行く可能性もかなり多いということでございます。

それで「また」以降で書かせていただいておりますけれども、お客さんが日本人の場合が多くて、利用者から英語だけでやりとりされているというお客さんが非常に少ないと伺ってまして、通常の場合は、日本語でやりとりされているということです。

こういった場合に、実は、英語だけでいいというのは事業者に対して非常に慮ってやっていたかもしれないけれども、逆に事業者サイドとしては、やはり、それなりのスキルを求めていかなければいけないので、自分たちが余計なコストをかけて研修させなければいけないのだということになると。

そうすると、今回、色んなスキームの中で、やはりコスト負担というのも問題になってきていて、さらに語学についての負担というものも乗せられてしまうということになると、それは、事業者としては、ちょっと賛同はできませんというような話が多くの事業者からございました。

それで、何でそんなことになるのかと聞いたら、やはり、ここにも書かせていただいておりますけれども、特に危機対応というのがあって、それは、毎日、常時危機が起こるかどうかというのはわからないわけですが、どこにお客さんがいるかわからないという中で、日々御家庭の中に入っていくということになると、やはり、場合によっては泥棒に入られていたり、あるいは誰かが倒れていたり、気分が悪くなったりという場合も想定されるということで、そういった場合は、必ず危機対応というのを対応できるように、これは日本人であってもそうなのでありますが、そういった一定の研修を積んでやるということになっております。

外国の方の場合は、少なくとも、そういったコミュニケーションが、やはりある程度できてほしいということになるということで、全く英語だけ、あるいは母国語だけしかできないということになると、それなりの研修を事業者がやらなければいけないということになって、非常にコスト負担も上がるのではないかと仰っていました。

当然、今の契約というか、事業契約というか、事業スタイルが請負契約ということもあって、そういう意味で日本人と従業員とのタッグを組んだコミュニケーションというのも、前回お話ししたような状況もあるということ踏まえれば、まずは、一定程度の日本語のスキルというか、日本国内で働くということですから、具備しているということをお求めはどうかということが自然なのではないかということで行きたいと。

ただ、これがずっと、これでないとダメですということではなくて、実際、まず、やっ

てみて、それでトライ・アンド・エラーで、もし、それが本当に負担感が大きいということであれば、それは見直せばいいと思います。基本的には、制度というのは完成形ではないと思いますので、当然、それは見直していけばいいのではないかと考えております。

したがって、ここに書かせていただいていますように、警察とか消防の対応とかということも踏まえれば、今の現状の、とりあえず踏まえさせていただいているような対応で、何とか行かせていただけないかと考えております。その後、基本的には、もし問題があれば、直していけばいいというような感じでさせていただけたらありがたいなと考えております。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

まず、当然のことですけれども、最低限の日本語が必要だというのは、我々も了解していて、N5のレベルでいいたろうということですね。

それから、事業者が自分で判断して、うちはN4しか受け付けません、あるいはN3しか受け付けませんと決めた上でそのことを開示をすれば、今仰ったことは全部解決し得る問題ではないかと思えます。N5でも、自分のところでコストをかけて教育したいというところがあれば、法律の枠組みとしてそれを排除してはまずいというのが、我々の主張です。「事業者の判断で、N4以上の条件を義務付けてはいけない」と言っている訳ではないのですね。事業者が自分の判断で、「N4やN5だと教育コストがかかるからN3に制限する」と決めるのは、何の問題もない。

今の事業者の意見というのは、基本的には英語対応のできない事業者の利権を守るという側面があると思うのです。要するに、基本的には、N4やN5の人が来てもやっていける事業者というのが競争相手として現れる訳で、それが外国人の家庭専門に派遣するというようなところが出てくる。あるいは、子供の英語教育をしたいというようなところが出てくる。しかも、危機対応だって、会社とネットですつつないで 아이폰や iPad を渡してできるようにするというような仕組みを考えると、コストをかけても考えればいい訳で、その自由を奪うことはないではないかという主張なのです。

○大西専門官 もちろん、そうだと思うのですね。ただ、これは、多分、先生のほうがお詳しいと思うのですけれども、世界中を見ても、例えば、隣の韓国などでも、やはり、韓国でやる以上は、韓国の言葉というのは、やはり、具備してほしいということで要件をかけていたりする実態もございます。

それはなぜかという、やはり当然、危機対応というのもございます。そこでおかしなことになっては困るという国家としての責任もあるでしょう。あとは、それ以外に母国語をどんどん広げたいという思いもあると。ファンになってもらって、その国の人たちが広がっていくとか、そこで話される言葉が、どんどん広がっていくのもあって、基本的にそのサービス自身が、その国で働くことにステータスを感じるというようなことを副次的に目指しているということもあるのだと思います。

したがって、そういうのを考えると、やはり一定の言葉というのではないといけないかなとちょっと思っているところがございます。

○八田座長 2番目は関係ないですね。日本語普及に活用するために、元来の目的を犠牲にしてもよいというのは筋が通らない。

1点だけ、もうこれでおしまいにしたいのですけれども、これは、おそらく韓国と他の普通の国で外国人の家事支援人材を入れるのと、今回は全く目的が違うと思うのです。他のところでは、ある意味で安い労働力を入れる訳だから、一定の質の担保ということ、別に国で制限する必要があるのだと思います。

日本では、日本人と同じ給料で雇って、かなり高度の人材に近いような形の専門性を持った人を入れようという訳です。結局、雇うほうは、外国人の家庭か、英語を使って子供に教育をできるような日本人家庭がどうしても多いだろうと思うのです。だから、J4やJ5を雇う自由も認めてあげたらどうだろうということ。韓国と同じではないと思います。それは、指摘するだけです。あと、どうぞ。

○工藤委員 さっきの日本が韓国とすごくわかっていないのかなと思ったのですけれども、今の日本の大学もどうなっているか、私も来学期から英語で授業をしなければいけない。大学の先生は、3割は英語で授業、新しく雇う先生、全員英語ができる、今、そういう時代になっていて、学生も授業の半分、もう早稲田など半分以上でしょう。みんな英語で授業を受けて、どんどんグローバル化しようというのが、今の国の政策でしょう。今仰っていることは逆行していて、今、まさに十代の子たちは、そういう教育を受けていて、小学生のお子さんたちを見ればわかると思うけれども。もうそういう時代になっているから、英語で子供たちと接する、本当の英語に接するのが、家庭に入ってくることは、すごく求められています。私も英語の勉強をしなければいけないから、お手伝いで英語ができる人に入ってほしいぐらいの感じですよ。だから、やはり日本の国の方向性と、その辺は合致させないと。今、八田先生が仰ったのは、そのとおりで、安い労働力ではなくて、やはり高度な英語ができる人にどんどん入ってきてもらうという道筋を、やはり閉じてはいけません。それを判断するのは事業者でいいと、それでいいのではないかと思いますけれど。今の日本の教育政策と全然逆行してませんよ。

○大西専門官 ただ、やはりそうは言っても、事業者というか、危機管理みたいなところも重要になってくると思うのですね。

○工藤委員 例えば、オリンピックに向けて、ものすごく発達していて、アプリ1つで全部翻訳してしゃべってくれるものがどんどん出てくるのですよ。それを危機管理だからと。オリンピックに向けて、ものすごいIT関係が動かしていて、もうやっていますよ、駅や電車の中でも。

○大西専門官 それをやっているのはわかりますけれども、ただ、そうは言っても、それが全国に広がっているかということ、先生仰るように。

○工藤委員 広がりますね。

ですから、進めていこうというお気持ちなのか、全く進めないというお気持ちなのかの
ところの判断が、やはり国の方針に合わせるべきではないかなと思いますけれども。

○八田座長 あと、他にございますか。

どうぞ。

○鈴木委員 事業者サイドから仰ったことをどう解決するかという一つのアイデアは、例
えば、家事支援をする外国人の人材について、ジョブ・カードみたいな感じで、日本語の
能力がどれぐらいかとか、その人の能力みたいなことをちゃんと認定して、それをきちん
と利用者に公開すると、お客さんに公開するというところで、ほとんど解決できるのではな
いでしょうかね。

つまり、誰が判断するかということなのですからけれども、霞が関の役所でもなければ、事
業者でもなくて、利用者が最終的に選べばいいだけなので、利用者に不利な状況にならな
いということが一番重要なことですので、そうすると、我々というか、役人側の最低限や
らなければいけないことは、情報公開の徹底というか、情報公開をきちんと信頼できるも
のとして利用者に対応するところが一番重要なところなので、何かジョブ・カード
的なことで、ちゃんと認定するというだけで、今の問題は全部解決するのではないかと
思うのですけれども。

○阿曾沼委員 例えば医療の現場では、インフォームド・コンセントが非常に重要視され
ています。技術やサービスを提供する医療者側が十分に説明し、その利用者である患者と
十分に話し合い、そして患者が同意をすることによって、いわゆる契約を結ばれる訳です。
我々が言っているのは、N5でなければダメだと言っている訳ではなくて、選択肢の幅を広
げて欲しいと言っている訳です。日本語レベルは利用者が決めることで良いのではないかと
いうことです。

その場合でも、当然、事業者が利用者との間で、利用者の責任の所在や利用における前
提条件等が確認されていれば良い訳です。

それから、もう一点ですが、緊急時が大変と仰ってますが、少なくとも緊急時に発しな
ければいけない表現は膨大でもなく、10とか20ぐらい、必要な数の定型的な表現と意味を
教育してもらえれば良いのではないのでしょうか。

○八田座長 しかも雇う必要はないのですよ、N4の人だけでいいのですよ、雇うところは
やったらどうですかと。

○阿曾沼委員 そうです。

○八田座長 今の阿曾沼先生の仰ったのは、N5のレベルしかない人の場合には、事業者は
必ずそのことを利用者に告知しなさいということですね。鈴木先生が言われたのは、基本
的にはどのレベルかというのが利用者にはわかるようにしなさいということだと思うのです
けれども。

○竹野課長補佐 厚生労働省でございます。

子供の預かりについて資料がございますので、これに基づいて御説明させていただきます

す。

基本的に前回と書いてあることは一緒でございまして、緊急時に日本の医療機関を利用することも考えられるということ。それから、介護の技能実習について、N3を望ましい水準としつつ、N4が要件とされているということがございますので、本事業の利用者が外国人である場合も含めということで書いてございますけれども、最低限N4程度が必要と考えているということでございます。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

これについてはどうですか。子供の預かりのときには、普通の場合にN5とするとしても、子供の預かりが入る場合にはN4にすべきだろうという話なのですけれども、これについて、どうお考えでしょうか。

○阿曾沼委員 どういうユースケースを設定するかによって、論点が全く変わってくるのだらうと思います。現在では、どんな医療機関でも外国人からの問い合わせ、国外からの問い合わせなどは頻繁にある訳ですから、組織は競争優位性を確保して、利用者満足度を高めるためには、当然、英語対応とか、中国語対応などは普通にやる訳ですね。

しかし、テクニカルタームなど専門的な文言もあるでしょうから、大変な部分があるかもしれませんが、緊急時に子供を例えば病院に連れて行って話をする場合でも、統計的にも、英語で診察ができる医者も多くなっていると云われていますから、良い方策が立案できると思います。

○竹野課長補佐 この子供の預かりを行う場合に、要件として、日本語要件だけではございませんで、以前、御議論いただきました指針のほうで、子供の預かりを行う場合には、必要なコミュニケーション能力を高めるための研修を行うということで、課しております。ここについてもしっかりと事業者のほうで対応をいただくことで、サービスが円滑に実施できるようにということが担保されるものと考えているところでございます。

○八田座長 日本語があまりうまくない外国人が、お手伝いもなしに子供を育てる場合に、医療に関して、日本国としては全く対応できていないのかということになってしまいますね。

それよりは、少なくとも事業者ともすぐにコンタクトができ、N5のレベルのあるお手伝いがいるということは、かなり状況は親だけよりは改善する訳ですね。

だから、阿曾沼先生が仰ったように、外の医療環境を整えることは必要だし、少なくともどういう医療機関に連絡すべきだというようなことを明確にするというようなことは要件だと思いますけれども、そのために、アメリカ人が外国人のお手伝いを雇いたいときに、ものすごく日本語をいっぱい勉強させないといけないというのは無駄な話のような気がします。

それから、特に、既存の事業者を有利にしてはまずいですね。これは、どんどん新しい事業者が、こういう新しい方向に基づいて分野を開拓できるようにしてあげなければまず

いと思うので、どうもN4に限るというのは、既存の事業者の利権を守る色彩が非常に強いように思うのです。

どうぞ。

○鈴木委員 我々、例えば、外国に行って医者にかかるときに、相当英語ができる人でも病状を説明するというのは、かなり苦勞するのです。だから、N4でいいというのは、どういう理屈なのですか。つまり、日本語全般の能力が必要であるかどうかの問題ではなくて、やはり病院にかかるというときには、日本語能力ではなくて対応できればいいだけの話なので、ではN4でよくてN3だと大丈夫かどうかとか、何かベクトルの方向が少し違うのではないかということで、日本語能力が医療機関にかかるときの緊急時の対応ができるということと、ぴったり重なっている訳ではないですね。だから、N4でいいという判断は、逆に言うと、どういう判断なのかということをお聞きしたいと思います。

○竹野課長補佐 これは、介護の技能実習の話をここに書いていますけれども、この基となった報告書の取りまとめのほうでは、緊急時の対応などや介護記録の作成や、利用者への説明のため、N2程度が必要との意見もあったというのが取りまとめに書いてあるところでございます。

ですので、先生御指摘のとおり、N4で大丈夫なのかというのは、まさに我々としてもそのとおりだと考えておりました。

○鈴木委員 A3とかA2でもいいのかということです。

○竹野課長補佐 介護のほうでは、N2程度が必要だという意見もあったという取りまとめですが、N4程度を要件として課し、N3程度を望ましい水準とするという方向で取りまとめられているというところでございます。

今回のスキームについて言えば、先ほど申し上げましたとおり、子供の預かりには、まず、N4程度が要件といたしますけれども、事業者のほうでしっかり検証していただくということを前提に、我々としては、このサービスの安全・安心な提供というものが確保されるものだろうというふうに理解をしておりますので、こうした方針に基づいてやっていきたいということでございます。

○鈴木委員 ちょっと追加でよろしいですか。

○八田座長 どうぞ。

○鈴木委員 そうしたら、要するに、緊急時に対応できる研修をすることということを要件にすればいいのではないですか。つまり、日本語の能力を要件にすることが、私は理解できない。つまり、N4でいいのか、N3でいいのか、N2でいいのかというのは、それは医療機関にかかって対処できるということとは別のことなのではないですかということなのです。

○竹野課長補佐 要件にしてございまして、基礎的な日本語を理解することができるということというのは、政令で定める要件になっておりますので、要するに、子供の預かりを行う場合については、少なくともN4以上にはなるだろうと、要するに、事業者が行う研修の部分

も含めて、N4程度以上にはなっているだろうと、そういうことでございます。

○鈴木委員 いや、全然お答えになっていないのですけれども、要するに、医療機関に対応できるということが条件であるならば、それができればいいだけのことなので、その医療機関にちゃんと対応できるということを研修にすれば、その研修を要件にすればよくて、

日本語全般で、何か「あいうえお」ができるとか、褥瘡^{じょくそう}が読めるとか、そんなところまで要求する必要はないのではないかということなのです。

○八田座長 あるいは、英語を話す医者を往診させる会社というのはあっても全然おかしくないですね。

どうぞ。

○本間委員 要するに、利用者が、どういうことをニーズとして持っているかということは、マーケットに聞けばいい話ですよ。ですから、うちは、家事支援をする人たちには、こういう能力がありますよと情報を出してくる。我々が就職するときに、色んなアピールをするのと同じように、その情報は、むしろ事業者のほうで積極的に出して売りにする話であって、何も資格として設ける必要はないはず。だから、日本語を必要とする利用者がいたら、それはそういう人たちを求めてくるだろうし、それは要らないよという人たちには、そうではない人たちでもっと他の点で優れた人を利用する。そういう形で対応すればいい話であって、規制として横並びで、ここはこれだけのものをそろえなければいけないということではないと思います。そこは、まさにどういう能力を持った人を提供するかというのは、まさにマーケットが決めるということだと思っております。

○八田座長 その代わり、N5の能力しかありませんということをきちんと情報公開しなさいというのは、これは役所が義務付けて全然おかしくないことだろうと思います。

○竹野課長補佐 繰り返しになりますけれども、基礎的な日本語を理解することができるということが必要になっていまして、これがどの程度なのかということと言われた場合に、少なくとも、N4というのは、小学校低学年程度だと言われているので、そういったところは必要ではないかということで、要するに、この制度自体が、まず、信頼を得て、着実に施行されるということが必要だと考えておりますので、そういった意味で、こういった要件設定というのはある程度必要なものではないかということで考えているということでございます。

○阿曾沼委員 N4の中で、医療機関にかかる上での基礎的なものというのは規定されているのですか。危機というのは、いつでも起こりうる訳ですから、危機的対応はN5でもN4でもN3でもみんな同じですね。そうすると、N4の資格において、医療機関にかかるときの基礎的な日本語というものは、例えば、どういうふうに規定をされていて、その確認をどうされているのですか。

○竹野課長補佐 その点、今お答えを持ち合わせている訳ではございませんけれども。

○阿曾沼委員 いや、それは回答にならないですね。明らかに、今までの議論ではN4だっ

たら医療機関とのコミュニケーションができるという前提で仰っているのですよ。

○竹野課長補佐 我々がN4だったら医療機関とのコミュニケーションがとれるということは一言も申し上げているつもりはございませんで、ある程度、緊急時の対応で基礎的な対応ができるようにするというので、ある程度の日本語はしゃべられるようにする必要がありますだろうということをお願いしているということでございます。

○阿曾沼委員 ですから、そこにおけるN4に必要な語彙、そういったものというのはちゃんと選定をする、もしくは、これだったらオーケーだという緊急時の対応の語彙とか表現に関する理解度のレベル評価する為の設問はN4の試験の中に入っているのですか。

○竹野課長補佐 要するに、緊急時にどのような対応をするかというところを突き詰めていった場合に、なかなかすぐに結論を得ることはなかなか難しいと思っております、我々としては、この要件を設定したときの発想としては、この介護の技能実習のほうで、ある程度の報告が取りまとめられているということ踏まえて、このN4ということを設定したということでございます。

○阿曾沼委員 そう仰るのであるならば、N5でもN4でもN3でも、緊急時、医療機関にかかるときには、これが必要だという条件を、全ての試験に入れたらどうですか、それだったら、あなたの仰る論理というのは正しいかもしれない。しかし、その規定もなし、何もなし、想定もされない、ユースケースも示せない、そして、その実態もわからないということでは回答にならないでしょう。

○竹野課長補佐 その検討を時間をかけてやるということが可能なのであればいいのですけれども、なかなか多分、そういう時間的余裕もないということですので。

○阿曾沼委員 いや、そういう回答をするのだったら、そういうことをきちんとしてくださいと申し上げています。そうすべきだと申し上げているのです。

○竹野課長補佐 時間的なところも限られている中で、ある程度、政府として結論を得ていかなければならないという状況があるというふうに理解しておりますので、この介護の技能実習の取扱いを参考にさせていただいたということでございます。

○鈴木委員 あまりお答えになっていないのですけれども、厚生労働省として、もし、子供の預かりの関係で、医療機関にかかったり、その対応ができるということを求めたいということであれば、日本語のN4か、N3か、N5とかというところではないのではないかとというのが、繰り返し言っていることなのです。

ですから、きちんと医療機関に対応できるような体制を、基本的に本間先生が仰るように、マーケットがやればいいだけの話なので、きちんと情報公開して、それについて、利用者が選べばいいというのは基本ですけれども、もし、厚生労働省が、そこに対して何か規制をしたいということであれば、事業者に対して、きちんと医療機関に対応できるような体制を作っていることを求めるとか、そういうようなダイレクトなことを考えていただくほうが現実的ではないか。

例えば、日本語能力があって、きちんと対応できるという、そういう医療機関に対して

ちゃんと説明できるような研修をやっているというのが一つですね。でも、そうではなくて、例えば、外国人であれば、ちゃんと外国のことを英語で対応できるような医療機関を、例えば、提携先として持っているとか、そういう医療の体制がきちんとできているということ何か要件にするということでも十分であって、日本語能力を求めるといのはちょっと方向が明後日の方向なのかなという気がいたします。

○八田座長 それでは、次が控えておりますので。私ども委員としては、基本的に、これは、事業者が色々な条件を付けるのは当然あっていいことだし、それから、N5について、何らかの情報公開をきちんとすべきだ。それから、医療との連携ができるようなことでどういうことをやっているのか、基本的には、こういうことをやっていますということを経営公開しなさいということも必要。

だけれども、今回のシステムは、特に外国人に使いやすいようにする、あるいは英語をできる人を雇いたいという人が大きな対象だということを考えると、与党協議に当たって、ぜひともそのところをお考えいただいて、お進めいただきたいと思います。

その線で、また検討していただいて、御報告いただければと思います。

どうもお忙しいところ、ありがとうございました。

○富田参事官 どうもありがとうございました。

それでは、先生方の御指摘について、一度、事務局に引き取らせていただきまして、また、新たな御説明をさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。